

# 官庁資料・情報の特徴と活用法

— インターネット上の行政情報を中心に —

国立国会図書館  
調査及び立法考査局 議会官庁資料課

## はじめに：研修の構成

1. 官庁資料・情報の概要
2. 日本の行政機構
3. 調査の起点
4. 閣議決定
5. 白書
6. 公的統計
7. 審議会資料

1. 官庁資料・情報の概要
2. 日本の行政機構
3. 調査の起点
4. 閣議決定
5. 白書
6. 公的統計
7. 審議会資料

- ① 官庁出版物
- ② 政府刊行物
- ③ 官庁資料・情報

## ① 官庁出版物 (1/2)

<国際図書館連盟官庁出版物分科会、1983年>

- 【1】 [官庁出版物](#)とは、公的な機関によって発行され、その機関外の人々にも利用される複写その他の方法で作られたものである。
- 【2】 [公的機関](#)とは、
  - (1) 国または国の連合体、州その他地方公共団体、もしくはその他行政上の下部機関の[立法部門](#)。
  - (2) 国または国の連合体、州その他地方公共団体、もしくはその他行政上の下部機関の[行政部門](#)。
  - (3) [裁判所](#)あるいは[司法機関](#)。
  - (4) (5) (略)

## ① 官庁出版物 (2/2)

【3】 官庁出版物は、その主題、内容、形態を問わず、発行源の地位によって定義される。

(注1) **官庁出版物** (official publication) の定義を考えるにあたって、いくつかの国で使われている**政府出版物** (government publication) **政府ドキュメント** (government document) といった用語と比べることができる。 (注2) - (注5) 略

<出典>

図書館協力セミナー. 昭和63年度 (専門資料群の解説とその書誌).  
国立国会図書館, 1989.2. p. 65.

1. 官庁出版物 = 立法・行政・司法が刊行した出版物
2. 内容・分野は問わない

## ② 政府刊行物

<政府刊行物の普及の強化について (昭31.11.2 閣議了解) >

従来、各省庁より刊行されている図書その他の**官庁資料**は、… (中略)  
…極めて重要、かつ貴重な資料であるにもかかわらず、一般にあまり利用されていない実情である。… (中略) …

このため、政府機関が編集する印刷物で販売又は頒布するもの (以下「**政府刊行物**」という) について、次の措置を講ずるものとする。…

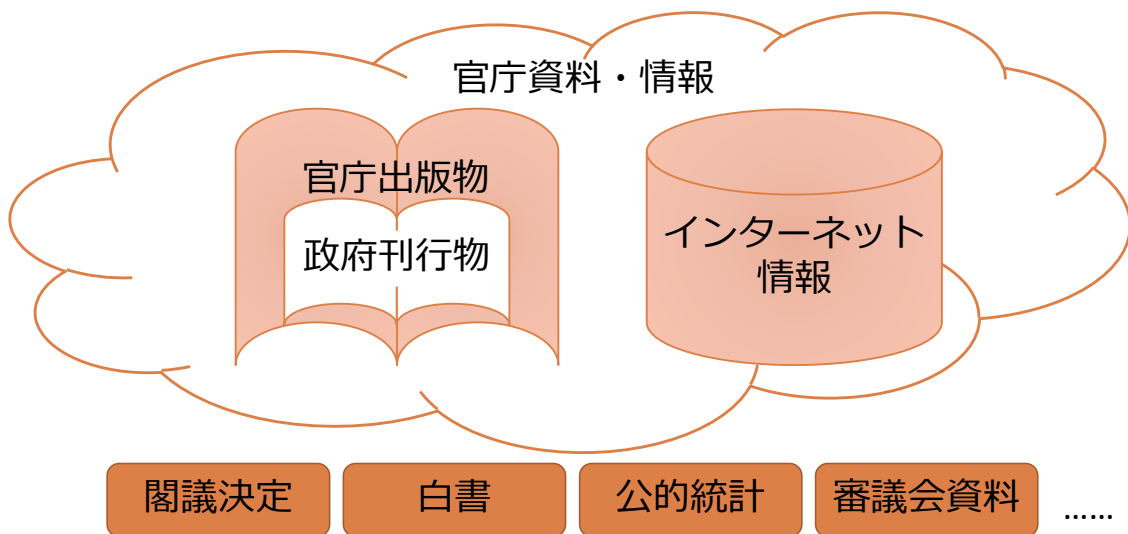
(備考) 本件については、立法、司法各機関並びに政府関係機関に対しても協力を求めるものとする。

<参考> 「政府刊行物の普及の強化について」 (国立公文書館デジタルアーカイブ)  
<https://www.digital.archives.go.jp/das/meta/M0000000000001165731>

### ③ 官庁資料・情報 (1/2)

- 「官庁資料」の厳密な定義はない。
- 「官庁出版物」は、「政府刊行物」よりも広い範囲の刊行物をあらわす言葉として用いられている。
- 「官庁出版物」「政府刊行物」は共に、不特定の人々に閲覧されることを前提に作成されたもの。
- 多くの官庁資料がインターネットで公開されている。

### ③ 官庁資料・情報 (2/2)



1. 官庁資料・情報の概要
2. 日本の行政機構
3. 調査の起点
4. 閣議決定
5. 白書
6. 公的統計
7. 審議会資料

- ① 内閣
- ② 府および省
- ③ 参考資料

## ① 内閣

<日本国憲法 第五章 内閣（抄）>

第六十五条

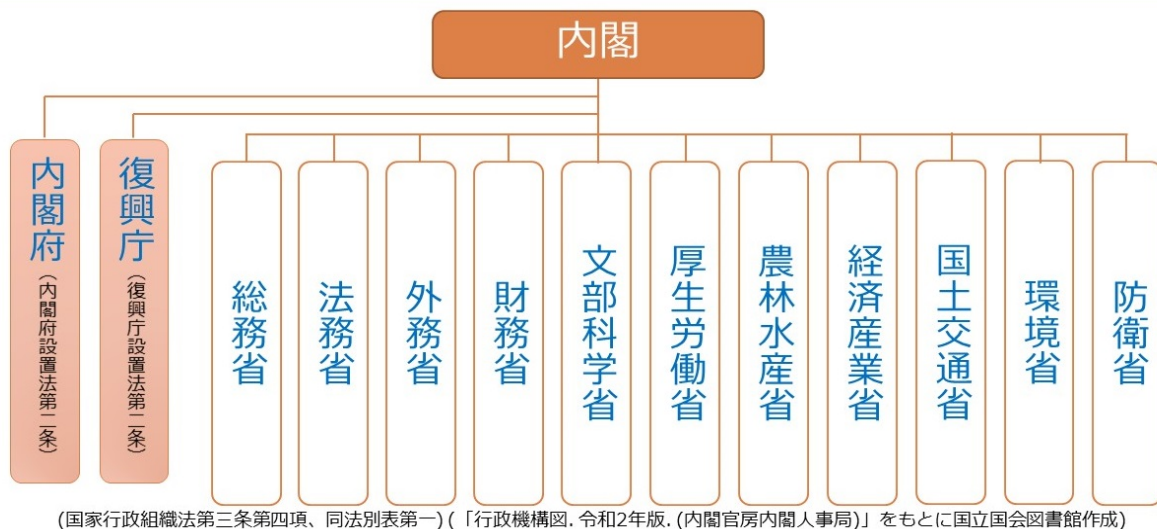
行政権は、内閣に属する。

第七十三条

内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

- 一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。
- 二 外交関係を処理すること。
- 三 条約を締結すること。（以下略）
- 四 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。
- 五 予算を作成して国会に提出すること。
- 六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。（以下略）
- 七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

## ② 府および省



## ③ 参考資料

### ● 行政機構図

[https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/satei\\_01\\_05.html](https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/satei_01_05.html)

内閣官房トップページ >

内閣官房の概要 > 内閣人事局 > 国の行政組織について > 国家行政組織 > 行政機構図

### ● 国の行政機関

<https://www.e-gov.go.jp/government-directory/ministries-and-agencies.html>

e-Gov ポータル > 政府機関関連情報 > 国の行政機関

[総務省行政管理局が運営するサイト]

### ● 省庁組織変遷図

<https://www.digital.archives.go.jp/hensen/>

国立公文書館デジタルアーカイブトップページ > 省庁組織変遷図 TOP

1. 官庁資料・情報の概要
2. 日本の行政機構
3. 調査の起点
4. 閣議決定
5. 白書
6. 公的統計
7. 審議会資料

- ① 調査の起点
- ② e-GOV
- ③ e-Stat
- ④ 国立国会図書館  
オンライン
- ⑤ 国立国会図書館の  
サイト

## ① 調査の起点

官庁資料・情報の調査の起点として使えるサイト

- e-Gov（イーガブ）  
<https://www.e-gov.go.jp/>
- e-Stat（イースタット）  
<https://www.e-stat.go.jp/>
- 国立国会図書館オンライン  
<https://ndlonline.ndl.go.jp/>
- 国立国会図書館のサイトやデータベース  
<https://www.ndl.go.jp/>

## ② e-Gov <https://www.e-gov.go.jp>

- 行政機関が発信する政策・施策に関する情報、行政サービス、各種オンラインサービスなどに関する情報を対象に、情報ナビゲーションに資することを目的としているサイト。（運営：総務省行政管理局）



国立国会図書館「法令資料・情報の特徴と活用法」

## ③ e-Stat <https://www.e-stat.go.jp>

- 各府省等の参画の下、総務省統計局が整備し、独立行政法人統計センターが運用管理を行っているサイト。（整備：総務省統計局）



国立国会図書館「官庁資料・情報の特徴と活用法」



## ④ 国立国会図書館オンライン <https://ndlonline.ndl.go.jp>

- 国立国会図書館の所蔵資料及び国立国会図書館で利用可能なデジタルコンテンツの検索ができるサイト。



国立国会図書館「官庁資料・情報の特徴と活用法」

## ⑤ 国立国会図書館のサイト (1/4)

国立国会図書館ホームページ  
<https://www.ndl.go.jp>

- 下部バナーから各種オンラインサービスにリンク
- 官庁資料や行政情報の調査によく用いるサービス

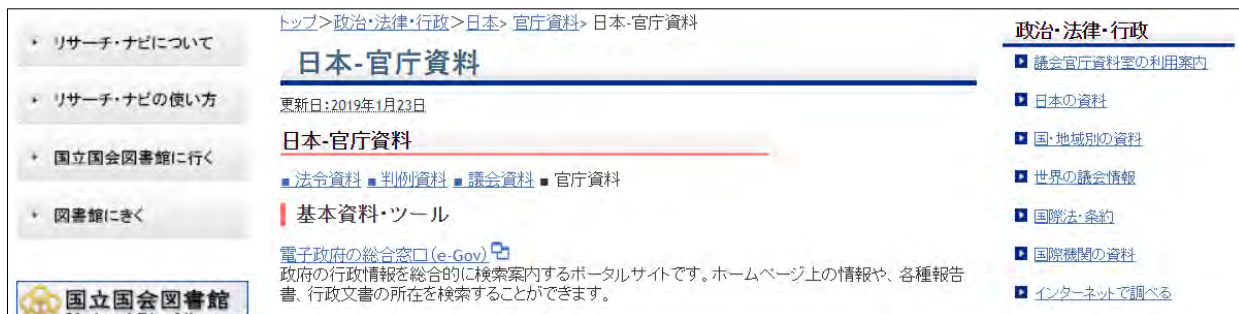


国立国会図書館「官庁資料・情報の特徴と活用法」

## ⑤ 国立国会図書館のサイト (2/4)

リサーチ・ナビ (<https://rnavi.ndl.go.jp>)

- 「日本・官庁資料」のページには、官庁資料の資料群の紹介のページ・調べ方案内のページへのリンクが貼られている。



## ⑤ 国立国会図書館のサイト (4/4)

国立国会図書館インターネット資料収集保存事業 (WARP)  
 (<https://warp.ndl.go.jp>)



「WARPトップ > 国の機関」(右図)

<https://warp.ndl.go.jp/collection/nationalgovernment/>

## ⑤ 国立国会図書館のサイト (3/4)

国立国会図書館デジタルコレクション (<https://dl.ndl.go.jp>)

- WARPで収集した電子媒体の官庁資料や、デジタル化された古い官庁資料が閲覧できる。



国立国会図書館「官庁資料・情報の特徴と活用法」

1. 官庁資料・情報の概要
2. 日本の行政機構
3. 調査の起点
4. 閣議決定
5. 白書
6. 公的統計
7. 審議会資料

- ① 閣議
- ② 閣議において審議された案件の処理
- ③ 閣議決定に関するサイト

国立国会図書館「官庁資料・情報の特徴と活用法」

## ① 閣議

<内閣法 第四条第一項>

内閣がその職権を行うのは、**閣議**によるものとする。

### ● 閣議において審議される案件（付議）

必要的付議事項：憲法、法律等により内閣の職権とされている事項

任意的付議事項：一般案件（国政に関する基本的な重要事項等）

法律・条約の公布・法律案・政令・人事等

<参考>

首相官邸> 内閣制度の概要> 2. 現行憲法下の内閣制度> 2.2. 内閣の機能と運営

[https://www.kantei.go.jp/jp/seido/seido\\_2\\_2.html#seido\\_2\\_2](https://www.kantei.go.jp/jp/seido/seido_2_2.html#seido_2_2)

## ② 閣議において審議された案件の処理

### ● 閣議決定

合議体である内閣の意思を決定するものとして、閣議で行われる決定。

### ● 閣議了解

当該案件が、本来主任の大臣の権限により決定し得る事項に属するものであるが、事柄の重要性にかんがみて、他の国務大臣の意向をも徴することが適当と判断されるものについて行われる。

### ● 閣議報告

主要な審議会の答申等を閣議に披露するような場合等に行われる。

<参考>

内閣制度百年史編纂委員会編. 内閣制度百年史. 内閣官房, 1985. 上巻. p. 152.

## ③ 閣議決定に関するサイト

- 主な閣議決定・本部決定（首相官邸）  
<https://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/index.html>
- 国立公文書館デジタルアーカイブ  
<https://www.digital.archives.go.jp/>
- 閣議決定等の調べ方（リサーチ・ナビ／国立国会図書館）  
[https://rnavi.ndl.go.jp/research\\_guide/entry/post-506.php](https://rnavi.ndl.go.jp/research_guide/entry/post-506.php)
- 昭和前半期閣議決定等（本文）（リサーチ・ナビ／国立国会図書館）  
<https://rnavi.ndl.go.jp/politics/cat28/cat966/index.php>

1. 官庁資料・情報の概要
2. 日本の行政機構
3. 調査の起点
4. 閣議決定
5. 白書
6. 公的統計
7. 審議会資料

- ① 白書
- ② 白書に関するサイト
- ③ 国立国会図書館  
デジタルコレクション

## ① 白書 (1/4)

〈政府刊行物（白書類）の取扱いについて〉（昭和38年10月24日事務次官等会議申合せ）

【定義】ここにいう**白書類**とは、つぎに掲げる要件を備えたものをいう。

(1) 中央官庁が編集する政府刊行物であること（以下略）

(2) 内容は、政治経済社会の実態及び政府の施策の現状について国民に周知させることを主眼とするものであること。（以下略）

〈申合せ掲載文書〉

「白書類の再検討について[昭40.2.16.口頭了解]」15/21-20/21コマ

国立公文書館デジタルアーカイブ

<https://www.digital.archives.go.jp/das/meta/M0000000000001165738.html>

## ① 白書 (2/4)

- 白書には、内閣から国会に提出することが法律で定められているもの（**法定白書**）（注）と、定められていないもの（**非法定白書**）がある。

（注）法定白書の数：35件（令和2年1月現在）。

内閣関係法規集．内閣官房内閣総務官室，[2020]．44-47頁．

内閣から国会に報告、提出される書類等（イ）白書類（毎年）

## ① 白書 (3/4)

- **法定白書**は、閣議において「国会提出案件」として扱われたのち、国会に提出される。さらに、一般にも公表される。

(注) 「閣議付議事項の件名等目録、内閣官房内閣総務官室(発行)」の各年版に、閣議の国会提出案件が掲載されます。

- **非法定白書のうち、各省庁の名において刊行したもの**も、閣議に報告・または配布され、閣議で了解を得たのちに公表される。

「政府刊行物(白書類)の取扱いについて」(昭和38年10月24日事務次官等会議申合せ)  
〈申合せ掲載文書〉 「白書類の再検討について[昭40.2.16.口頭了解]」16/21コマ  
国立公文書館デジタルアーカイブ

<https://www.digital.archives.go.jp/das/meta/M0000000000001165738>

## ① 白書 (4/4)

白書は、国会等に提出される版と一般に公表される版でタイトルが異なる。

- 国会等に提出される版のタイトル ⇒ 「**首都圏整備に関する年次報告**」  
(国立国会図書館請求記号：Z41-777)
- 一般に公表される版(冊子体)のタイトル ⇒ 「**首都圏白書**」  
(国立国会図書館請求記号：Z71-K454)

※ 国立国会図書館は、国会に提出される版と一般に公表される版の両方を所蔵。

〈参照〉 内閣関係法規集、内閣官房内閣総務官室、[2020].  
44-47頁. 内閣から国会に報告、提出される書類等(イ)白書類(毎年)

## ② 白書に関するサイト

最近刊行された白書の大部分は、それらを発行した省庁のサイトに掲載

- 白書等 (e-Govポータル> 政府について> 白書等)  
<https://www.e-gov.go.jp/about-government/white-papers.html>
- 国立国会図書館デジタルコレクション  
<https://www.digital.archives.go.jp/>
- 日本-白書・年報 (リサーチ・ナビ/国立国会図書館)  
<https://rnavi.ndl.go.jp/politics/entry/JGOV-hakusyo.php>
- 白書の調べ方 (リサーチ・ナビ/国立国会図書館)  
[https://rnavi.ndl.go.jp/research\\_guide/entry/theme-honbun-205031.php](https://rnavi.ndl.go.jp/research_guide/entry/theme-honbun-205031.php)

## ③ 国立国会図書館デジタルコレクション

国立国会図書館デジタルコレクション (<https://dl.ndl.go.jp>)





## (参考) 日本で最初の白書

### 「経済実相報告書」

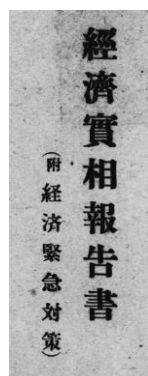
(経済安定本部, 1947年(昭和22年))

太平洋戦争終戦翌年の1946年(昭和21年)8月12日に設置された物価庁に属する「経済安定本部」が刊行した報告書。

日本で「白書」と呼ばれた最初の刊行物であるとされており、本編と統計編がある。

(「大蔵省印刷局百年史. 第3巻」 666頁 参照)

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1444870>



目次	
第一 總説	一
第二 各論	一
(一) 物價、賃金、家計費	七
(二) 國民生活	二
(三) 生産	四
(四) 輸送	七
(五) 財政金融	九
(六) 雇用、労働	二
(七) 貿易	三
第三 結語	三

1. 官庁資料・情報の概要
2. 日本の行政機構
3. 調査の起点
4. 閣議決定
5. 白書
6. 公的統計
7. 審議会資料

- ① 日本の統計機構
- ② 公的統計
- ③ 統計の種類
- ④ 公的統計に関するサイト

## ① 日本の統計機構

日本の統計機構は、国の行政機関がそれぞれの所管する分野について作成する「分散型統計機構」となっている。

<参考> 我が国の統計機構  
(総務省トップ > 政策 > 国民生活と安心・安全 > 統計制度 > 統計制度の企画・立案等 > 統計機構 > 我が国の統計機構)

[https://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/2-2.htm](https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/2-2.htm)

## ② 公的統計

### ● 公的統計

行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等（中略）が作成する統計。  
(統計法第二条第三号)

### ● 基幹統計

「国勢統計」「国民経済計算」「行政機関が作成する統計のうち総務大臣が指定するもの」のいずれかに該当する統計。  
(統計法 第二条第四項)

➤ 令和2年現在の基幹統計の数 = 64 e-Statで閲覧可能。

### ● 一般統計

行政機関が作成する統計のうち、基幹統計以外の統計

## ③ 統計の種類（主なもの）

### ● 総合統計

様々な分野の統計をまとめた統計書

例. 「日本の統計」[電子版]（総務省統計局> 統計データ> 日本の統計）

<https://www.stat.go.jp/data/nihon/index1.html>

### ● 長期統計

数十年単位の統計をまとめたもの

例. 『日本長期統計総覧. 新版』全5巻（総務省統計局, 2006）

## ④ 公的統計に関するサイト

### ● e-Govの「統計」ページ（e-Govポータル> 政府について> 統計）

<https://www.e-gov.go.jp/about-government/statistics.html>

各行政機関の統計関係のサイトやe-Stat等へのリンクあり。

### ● e-Stat（政府統計の総合窓口）

<https://www.e-stat.go.jp/>

総務省統計局が整備する政府統計に関するサイト。

統計を作成した府省等、統計の種類等から統計を探ることが可能。

1. 官庁資料・情報の概要
2. 日本の行政機構
3. 調査の起点
4. 閣議決定
5. 白書
6. 公的統計
7. 審議会資料

- ① 審議会
- ② 審議会資料
- ③ 審議会に関するサイト

## ① 審議会

### ● 審議会

重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関

- 国の行政機関には、国家行政組織法第8条に基づいて設置されている。
- 令和2年10月1日現在で 134 の審議会が存在

<例>

情報公開・個人情報保護審査会（総務省）  
司法試験委員会（法務省）  
中央教育審議会（文部科学省）

## ② 審議会資料

- 答申

大臣等からの諮問に対して調査審議を行って作成される公式の回答。

- 議事録

原則公開。特段の理由があつて議事を公開しない場合も議事要旨を公開する。

- その他資料

出席者名簿、審議用参考資料等、主に審議会の席で委員に配布される文書類。

## ③ 審議会に関するサイト

- 内閣官房の「審議会等」のページ

[https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/satei\\_01\\_04.html](https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/satei_01_04.html)

(内閣官房> 組織図・事務概要> 内閣人事局> 国の行政組織> 国家行政組織> 審議会等)

- e-Govの「審議会・研究会等」のページ

令和2年(2020年)11月24日まで存在していた、各府省の審議会・研究会等の情報へのリンクページ。

(現在は情報が消えているため、下記URLはWARPで収集した同年10月1日付けのページ。)

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11560307/www.e-gov.go.jp/organization/council.html>

## ヒント

## 官庁資料・情報の調べ方

## 官庁資料・情報の調べ方のヒント

### 1. 官庁資料は多種多様

社会科学だけでなく、人文科学・自然科学分野の調べものにも、官庁資料を活用できます。

### 2. 行政組織と制度を知る

調査対象の時点の行政制度の概要を把握していると、良い資料が見つかることがあります（特に省庁再編（平成13年(2001年)）以前の行政制度・戦前の行政制度）。

### 3. 困った時には「リサーチ・ナビ」

調べ方のコツを知るために、[リサーチ・ナビ](#)（[国立国会図書館](#)）を活用。

# 官庁資料・情報の特徴と活用法

— インターネットの行政情報を中心に —

国立国会図書館  
調査及び立法考査局 議会官庁資料課